

第 72 号議案

組織機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則

組織機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則を別紙のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 26 日提出

小城市教育委員会 教育長 今村 統嘉

提案理由

平成 27 年 4 月 1 日からの機構改革に伴い、小城市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

小城市教育委員会規則第 号

組織機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則

(小城市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 小城市教育委員会事務局組織規則(平成17年小城市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

課名	係名
教育総務課	庶務係 施設係 学事係 学校給食係
保育幼稚園課	保育幼稚園係 小城保育園 岩松保育園 三里保育園 砥川保育園 晴田幼稚園 三日月幼稚園 芦刈幼稚園
学校教育課	指導係
生涯学習課	社会教育係 社会体育係 小城公民館係 三日月公民館係 牛津公民館係 芦刈公民館係
文化課	文化振興係 文化財保護係 小城図書館係 三日月図書館係

第3条中「係の分掌事務」を「課の分掌事務」に改め、同条の表を次のように改める。

課名	分掌事務
教育総務課	(1) 教育委員会内事務の連絡調整に関すること。 (2) 文書及び公印に関すること。 (3) 職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること。 (4) 職員の福利厚生に関すること。 (5) 教育委員会の会議に関すること。 (6) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の措置に関すること。 (7) 教育委員会規則等の制定及び改廃に関すること。 (8) 教育に係る総合的企画及び調整に関すること。 (9) 育英資金に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> (10) 栄典事務に関する事。 (11) 地方教育費調査その他の調査統計に関する事。 (12) 学校教育施設の設置、管理及び廃止に関する事。 (13) 教育財産の管理及び整備計画に関する事。 (14) 学校施設の開放に関する事。 (15) 通学区域に関する事。 (16) 学校予算の執行及び決算並びに指導に関する事。 (17) 学校の指定に関する事。 (18) 就学援助及び就学奨励に関する事。 (19) 生徒及び児童の就学に関する事。 (20) 学齢簿の作成に関する事。 (21) 学級編成に関する事。 (22) 教科書その他教材の取扱いに関する事。 (23) 学校教育情報化の設備に関する事。 (24) 学校図書館に関する事。 (25) 学校保健の調査、統計等に関する事。 (26) 学校環境衛生の調査に関する事。 (27) 児童、生徒等の災害共済給付に関する事。 (28) 通学路に関する事。 (29) 放課後児童健全育成事業に関する事。 (30) 給食センターの管理及び運営に関する事。 (31) 学校給食の運営及び指導に関する事。 (32) 学校給食に係る食育の推進に関する事。 (33) 他の課の主管に属しない事。
<p>保育幼稚園課</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 保育の実施に関する事。 (2) 保育所に関する事。 (3) 幼稚園に関する事。 (4) 認定こども園に関する事。 (5) 所管する社会福祉法人の認可等及び指導監査に関する事。

<p>学校教育課</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 教職員の任免についての内申その他人事の手続に関する こと。 (2) 教職員の給与、恩給及び共済に関すること。 (3) 免許及び検定の手続に関すること。 (4) 教職員の調査、統計及び報告に関すること。 (5) 学校の組織編制、教育課程、学習指導、いじめ、生徒指 導及び進路指導に関すること。 (6) 校長、教員その他教育関係職員の研修に関すること。 (7) 学校人権・同和教育に関すること。 (8) 教育相談に関すること。 (9) 不登校児童生徒に関すること。 (10) 学校保健安全教育の指導に関すること。 (11) 子ども支援センターに関すること。 (12) 情報教育の指導に関すること。 (13) 特別支援教育に関すること。 (14) 前各号に掲げるもののほか、学校教育の指導に関する こと。
<p>生涯学習課</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 社会教育の計画、立案に関すること。 (2) 社会教育委員の会議に関すること。 (3) 社会教育施設等の設置及び管理に関すること。 (4) 社会教育の推進及び生涯学習の振興に関すること。 (5) 社会教育関連機関及び社会教育関係団体との連絡調整 及び振興に関すること。 (6) 青少年の健全育成に関すること。 (7) 社会人権・同和教育に関すること。 (8) 社会体育の計画、立案に関すること。 (9) スポーツ推進委員に関すること。 (10) 社会体育施設の設置及び管理に関すること。 (11) 社会体育の推進に関すること。 (12) 社会体育関連機関との調整及び社会体育団体との連絡

	<p>調整及び振興に関すること。</p> <p>(13) 公民館活動の振興に関すること。</p> <p>(14) 前各号に掲げるもののほか、社会教育、社会体育、公民館に関すること。</p>
文化課	<p>(1) 文化施設の設置、管理及び廃止に関すること。</p> <p>(2) 文化団体の育成・指導に関すること。</p> <p>(3) 文化振興に関すること。</p> <p>(4) 歴史資料館に関すること。</p> <p>(5) 中林梧竹記念館に関すること。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、文化行政に関すること。</p> <p>(7) 小城市指定文化財の保存、調査及び活用に関すること。</p> <p>(8) 埋蔵文化財に関すること。</p> <p>(9) 文化財の指定及び管理に関すること。</p> <p>(10) 文化財愛護意識の普及及び啓発に関すること。</p> <p>(11) 文化財保護審議会に関すること。</p> <p>(12) 文化財事務の委任に関すること。</p> <p>(13) 市民図書館に関すること。</p> <p>(14) 自動車図書館に関すること。</p> <p>(15) 読書団体の育成指導に関すること。</p>

(小城市学校給食センター運営委員会規則の一部改正)

第2条 小城市学校給食センター運営委員会規則(平成17年小城市教育委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

第5条中「学校教育課」を「教育総務課」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

議案第 号 組織機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則 新旧対照表

第 1 条による小城市教育委員会事務局組織規則(平成17年小城市教育委員会規則第5号)の一部改正

現行		改正後（案）	
(課及び係) 第2条 事務局に次の課及び係を置く。		(課及び係) 第2条 事務局に次の課及び係を置く。	
課名	係名	課名	係名
教育総務課	庶務係 施設係	教育総務課	庶務係 施設係 学事係 学校給食係
こども課	子育て支援係 保育幼稚園係 小城保育園 岩松保育園 三里保育園 砥川保育園 晴田幼稚園 三日月幼稚園 芦刈幼稚園	保育幼稚園課	保育幼稚園係 小城保育園 岩松保育園 三里保育園 砥川保育園 晴田幼稚園 三日月幼稚園 芦刈幼稚園
学校教育課	学事係 指導係 学校食育推進係	学校教育課	指導係
生涯学習課	社会教育係 社会体育係 小城公民館係 三日月公民館係 牛津公民館係 芦刈公民館係	生涯学習課	社会教育係 社会体育係 小城公民館係 三日月公民館係 牛津公民館係 芦刈公民館係
文化課	文化振興係 文化財保護係 小城図書館係 三日月図書館係	文化課	文化振興係 文化財保護係 小城図書館係 三日月図書館係
(分掌事務) 第3条 <u>係</u> の分掌事務は、次のとおりとする。		(分掌事務) 第3条 課 の分掌事務は、次のとおりとする。	

課名	係名	分掌事務	課名	分掌事務
教育総務課	庶務係	(1) 教育委員会内事務の連絡調整に関する こと。 (2) 文書及び公印に関する こと。 (3) 他の課の主管に属しない こと。 (4) 職員の任免、給与、分限、懲戒、服 務その他の人事に関する こと。 (5) 職員の福利厚生に関する こと。 (6) 教育委員会の会議に関する こと。 (7) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法 律第152号)の措置に関する こと。 (8) 教育委員会規則等の制定及び改廃に 関する こと。 (9) 教育に係る総合的企画及び調整に関 する こと。 (10) 育英資金に関する こと。 (11) 栄典事務に関する こと。 (12) 地方教育費調査その他の調査統計に 関する こと。	教育総務課	(1) 教育委員会内事務の連絡調整に関する こと。 (2) 文書及び公印に関する こと。 (33) 他の課の主管に属しない こと。 (3) 職員の任免、給与、分限、懲戒、服 務その他の人事に 関する こと。 (4) 職員の福利厚生に関する こと。 (5) 教育委員会の会議に関する こと。 (6) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の措 置に関する こと。 (7) 教育委員会規則等の制定及び改廃に 関する こと。 (8) 教育に係る総合的企画及び調整に関 する こと。 (9) 育英資金に関する こと。 (10) 栄典事務に関する こと。 (11) 地方教育費調査その他の調査統計に 関する こと。
	施設係	(1) 学校教育施設の設置、管理及び廃止に 関する こと。 (2) 教育財産の管理及び整備計画に関す る こと。 (3) 学校施設の開放に関する こと。	(12) 学校教育施設の設置、管理及び廃止に 関する こと。 (13) 教育財産の管理及び整備計画に関 する こと。 (14) 学校施設の開放に関する こと。	

		(4) 前3号に掲げるもののほか、教育施設の設置、管理及び廃止の調整に関する こと。	
			<hr/> <hr/> (15) 通学区域に関すること。 (16) 学校予算の執行及び決算並びに指導に関すること。 (17) 学校の指定に関すること。 (18) 就学援助及び就学奨励に関すること。 (19) 生徒及び児童の就学に関すること。 (20) 学齢簿の作成に関すること。 (21) 学級編成に関すること。 (22) 教科書その他教材の取扱いに関すること。 (23) 学校教育情報化の設備に関すること。 (24) 学校図書館に関すること。 (25) 学校保健の調査、統計等に関すること。 (26) 学校環境衛生の調査に関すること。 (27) 児童、生徒等の災害共済給付に関すること。 (28) 通学路に関すること。 (29) 放課後児童健全育成事業に関すること。 (30) 給食センターの管理及び運営に関すること。 (31) 学校給食の運営及び指導に関すること。 (32) 学校給食に係る食育の推進に関すること。
こども課	子育て支援係	(1) 児童福祉に関すること。 (2) 子育て支援に関すること。 (3) 児童手当に関すること。	<hr/> 削除（社会福祉課へ） 削除（社会福祉課へ） 削除（社会福祉課へ）

		<ul style="list-style-type: none"> (4) 児童センターに関すること。 (5) 母子等及び寡婦福祉に関すること。 (6) 母子・寡婦福祉資金等の貸与に関する こと。 (7) 子ども及びひとり親家庭等の医療費 助成に関すること。 (8) 未熟児養育医療給付に関すること。 		<ul style="list-style-type: none"> 削除（社会福祉課へ） 削除（社会福祉課へ） 削除（社会福祉課へ） 削除（社会福祉課へ） 削除（社会福祉課へ）
	<u>保育幼稚園係</u> <u>小城保育園</u> <u>岩松保育園</u> <u>三里保育園</u> <u>砥川保育園</u> <u>晴田幼稚園</u> <u>三日月幼稚園</u> <u>芦刈幼稚園</u>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 保育の実施に関すること。 (2) 保育所に関すること。 (3) 幼稚園に関すること。 (4) 所管する社会福祉法人の認可等及び 指導監査に関すること。 	<u>保育幼稚園課</u>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 保育の実施に関すること。 (2) 保育所に関すること。 (3) 幼稚園に関すること。 (4) 認定こども園に関すること。 (5) 所管する社会福祉法人の認可等及び指導監査に 関すること。
学校教育課	<u>学事係</u>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 通学区域制度に関すること。 (2) 学校予算の執行及び決算並びに指導 に関すること。 (3) 生徒及び児童の就学に関すること。 (4) 学校の指定に関すること。 (5) 就学援助及び就学奨励に関すること。 (6) 学齢簿の作成に関すること。 (7) 学級編成に関すること。 (8) 教科書その他教材の取扱いに関する 		<ul style="list-style-type: none"> 削除（教育総務課へ） 削除（教育総務課へ） 削除（教育総務課へ） 削除（教育総務課へ） 削除（教育総務課へ） 削除（教育総務課へ） 削除（教育総務課へ） 削除（教育総務課へ）

	<p>こと。</p> <p>(9) 学校教育の情報化に関すること。</p> <p>(10) 学校図書館に関すること。</p> <p>(11) 学校保健体育に関すること。</p> <p>(12) 学校環境の衛生管理に関すること。</p> <p>(13) 児童、生徒等の災害共済給付に関すること。</p> <p>(14) 通学路の指定に関すること。</p> <p>(15) 放課後児童健全育成事業に関すること。</p> <p>(16) 前各号に掲げるもののほか、学校教育に関すること。</p>		<p>削除（教育総務課へ）</p> <p>削除（教育総務課へ）</p> <p>削除（教育総務課へ）</p> <p>削除（教育総務課へ）</p> <p>削除（教育総務課へ）</p> <p>削除（教育総務課へ）</p> <p>削除（教育総務課へ）</p> <hr/>
指導係	<p>(1) 教職員の任免についての内申その他人事の手続に関すること。</p> <p>(2) 教職員の給与、恩給及び共済に関すること。</p> <p>(3) 免許及び検定の手続に関すること。</p> <p>(4) 教職員の調査、統計及び報告に関すること。</p> <p>(5) 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。</p> <p>(6) 校長、教員その他教育関係職員の研修に関すること。</p> <p>(7) 学校人権・同和教育に関すること。</p>		<p>(1) 教職員の任免についての内申その他人事の手続に関すること。</p> <p>(2) 教職員の給与、恩給及び共済に関すること。</p> <p>(3) 免許及び検定の手続に関すること。</p> <p>(4) 教職員の調査、統計及び報告に関すること。</p> <p>(5) 学校の組織編制、教育課程、学習指導、いじめ、生徒指導及び進路指導に関すること。</p> <p>(6) 校長、教員その他教育関係職員の研修に関すること。</p> <p>(7) 学校人権・同和教育に関すること。</p>

		<p>(8) 教育相談に関すること。</p> <p>(9) 不登校児童生徒に関すること。</p> <p>(10) 児童生徒の安全及び学校安全教育に関すること。</p> <p>(11) 前各号に掲げるもののほか、学校教育の指導に関すること。</p>	<p>(8) 教育相談に関すること。</p> <p>(9) 不登校児童生徒に関すること。</p> <p>(10) 学校保健安全教育の指導に関すること。</p> <p>(11) 子ども支援センターに関すること。</p> <p>(12) 情報教育の指導に関すること。</p> <p>(13) 特別支援教育に関すること。</p> <p>(14) 前各号に掲げるもののほか、学校教育の指導に関すること。</p> <p>削除（教育総務課へ）</p> <p>削除（教育総務課へ）</p> <p>削除（教育総務課へ）</p>
	学校食育推進係	<p>(1) 給食センターの管理及び運営に関すること。</p> <p>(2) 学校給食の運営及び指導に関すること。</p> <p>(3) 学校給食に係る食育の推進に関すること。</p>	
生涯学習課	社会教育係	<p>(1) 社会教育委員会に関すること。</p> <p>(2) 社会教育施設等の設置、管理及び廃止に関すること。</p> <p>(3) 社会教育施設等の庶務に関すること。</p> <p>(4) 社会教育及び生涯学習に関すること。</p> <p>(5) 社会教育諸団体及び生涯学習推進諸団体に関すること。</p> <p>(6) 生涯学習基本計画の整備及び推進に</p>	<p>生涯学習課</p> <p>(1) 社会教育の計画・立案に関すること。</p> <p>(2) 社会教育委員の会議に関すること。</p> <p>(3) 社会教育施設等の設置及び管理に関すること。</p> <p>_____</p> <p>(4) 社会教育の推進及び生涯学習の振興に関すること。</p> <p>(5) 社会教育関連機関及び社会教育関係団体との連絡調整及び振興に関すること。</p> <p>_____</p>

		<p>関すること。</p> <p>(7) 青少年の健全育成に関すること。</p> <p>(8) 社会人権・同和教育に関すること。</p> <p>(9) 視聴覚教育に関すること。</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、生涯学習に関すること。</p>		
	社会体育係	<p>(1) 社会体育施設の設置、管理及び廃止に関すること。</p> <p>(2) 社会体育施設等の庶務に関すること。</p> <p>(3) 社会体育及び生涯スポーツに関すること。</p> <p>(4) 社会体育諸団体及び生涯スポーツ推進諸団体に関すること。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、社会体育に関すること。</p>		<p>(6) 青少年の健全育成に関すること。</p> <p>(7) 社会人権・同和教育に関すること。</p> <hr/> <p>(8) 社会体育の計画・立案に関すること。</p> <p>(9) スポーツ推進委員に関すること。</p> <p>(10) 社会体育施設の設置及び管理に関すること。</p> <hr/> <p>(11) 社会体育の推進に関すること。</p> <p>(12) 社会体育関連機関との調整及び社会体育団体との連絡調整及び振興に関すること。</p> <hr/>
	小城公民館係	(1) 公民館活動の振興に関すること。		(13) 公民館活動の振興に関すること。
	三日月公民館係	(2) 前号に掲げるもののほか、生涯学習及び公民館に関すること。		(14) 前各号に掲げるもののほか、社会教育、社会体育、公民館に関すること。
	生津公民館係			
	芦刈公民館係			
文化課	文化振興係	<p>(1) 文化施設の設置、管理及び廃止に関すること。</p> <p>(2) 文化団体の育成・指導に関すること。</p>	文化課	<p>(1) 文化施設の設置、管理及び廃止に関すること。</p> <p>(2) 文化団体の育成・指導に関すること。</p>

	(3) 文化振興に関すること。 (4) 歴史資料館に関すること。 (5) 中林梧竹記念館に関すること。 (6) 前各号に掲げるもののほか、文化行政に関すること。	(3) 文化振興に関すること。 (4) 歴史資料館に関すること。 (5) 中林梧竹記念館に関すること。 (6) 前各号に掲げるもののほか、文化行政に関すること。
文化財保護係	(1) 小城市指定文化財の保存、調査及び活用に関すること。 (2) 埋蔵文化財に関すること。 (3) 文化財の指定及び管理に関すること。 (4) 文化財愛護意識の普及及び啓発に関すること。 (5) 文化財保護審議会に関すること。 (6) 文化財事務の委任に関すること。	(7) 小城市指定文化財の保存、調査及び活用に関すること。 (8) 埋蔵文化財に関すること。 (9) 文化財の指定及び管理に関すること。 (10) 文化財愛護意識の普及及び啓発に関すること。 (11) 文化財保護審議会に関すること。 (12) 文化財事務の委任に関すること。
小城図書館係	(1) 市民図書館に関すること。	(13) 市民図書館に関すること。
三日月図書館係	(2) 移動図書館に関すること。	(14) 自動車図書館に関すること。
	(3) 読書団体の育成指導に関すること。	(15) 読書団体の育成指導に関すること。

第2条による小城市学校給食センター運営委員会規則(平成17年小城市教育委員会規則第19号)の一部改正

現行	改正後(案)
(庶務) 第5条 委員会の庶務は、 <u>学校教育課</u> において処理する。	(庶務) 第5条 委員会の庶務は、 <u>教育総務課</u> において処理する。